

令和元年11月秋田市議会定例会提出予定案件								
件名		説明						
「 条 例 案 」 9 件								
1	秋田市公告式条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 地域センターの廃止に伴い、条例等の公布を行う同センターの掲示場を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 条例等の公布を行う掲示場から地域センターの掲示場を削る。</p> <p>○施行期日 令和2年1月20日から</p>						
2	あきた芸術劇場条例を設定する件	<p>○設定理由 あきた芸術劇場（以下「劇場」という。）を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとするとともに、その利用料金等を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 本市の文化芸術の振興を図り、もって心豊かな市民生活および活力ある地域社会の実現に寄与するため、劇場を設置する。 劇場の施設のうち、ホール等を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこととする。 劇場の管理を指定管理者に行わせることとする。 利用の許可を受けて劇場の施設を利用する者等は、劇場の利用料金を指定管理者に支払わなければならないこととする。 劇場の大ホール等の利用料金は、次の表に定める額の範囲内とする。 						
		利用料金の限度額（円）						
区分		9時か ら12時 まで	13時か ら17時 まで	18時か ら22時 まで	9時か ら17時 まで	13時か ら22時 まで	9時か ら22時 まで	9時前22 時後1時 間につき
大ホール（舞台および全客席を利用する場合）								
入場料を徴収	平日	39,000	51,900	62,300	90,900	114,200	153,000	18,700
しない場合	土日・休日	46,700	62,300	74,700	109,000	137,000	183,600	22,500

入場料1,000円	平日	46,700	62,300	74,700	109,000	137,000	183,600	22,500
以下	土日・休日	56,100	74,800	89,700	130,800	164,400	220,400	27,000
入場料1,000円	平日	62,400	83,100	99,700	145,500	182,800	244,800	30,000
超3,000円以下	土日・休日	74,800	99,700	119,600	174,400	219,200	293,800	35,900
入場料3,000円	平日	81,900	109,000	130,900	190,900	239,900	321,300	39,300
超5,000円以下	土日・休日	98,100	130,900	156,900	228,900	287,700	385,600	47,100
入場料5,000円	平日	101,400	135,000	162,000	236,400	297,000	397,800	48,600
超7,000円以下	土日・休日	121,500	162,000	194,300	283,400	356,200	477,400	58,300
入場料7,000円	平日	120,900	160,900	193,200	281,800	354,100	474,300	58,000
超	土日・休日	144,800	193,200	231,600	337,900	424,700	569,200	69,500
大ホール（舞台および1階客席のみを利用する場合）								
入場料を徴収	平日	31,200	41,500	49,800	72,700	91,300	122,400	15,000
しない場合	土日・休日	37,400	49,800	59,800	87,200	109,600	146,900	18,000
入場料1,000円	平日	37,400	49,800	59,800	87,200	109,600	146,900	18,000
以下	土日・休日	44,900	59,800	71,800	104,700	131,600	176,300	21,600
入場料1,000円	平日	50,000	66,400	79,700	116,400	146,100	195,900	24,000
超3,000円以下	土日・休日	59,900	79,700	95,700	139,600	175,400	235,100	28,800
入場料3,000円	平日	65,600	87,200	104,600	152,700	191,800	257,100	31,400
超5,000円以下	土日・休日	78,600	104,600	125,600	183,200	230,200	308,500	37,700
入場料5,000円	平日	81,200	107,900	129,500	189,100	237,400	318,300	38,900
超7,000円以下	土日・休日	97,300	129,500	155,500	226,800	285,000	382,000	46,700
入場料7,000円	平日	96,800	128,700	154,400	225,400	283,100	379,500	46,400
超	土日・休日	116,000	154,400	185,400	270,400	339,800	455,400	55,700
中ホール（舞台および全客席を利用する場合）								
入場料を徴収	平日	19,600	26,200	31,400	45,800	57,600	77,000	9,500
しない場合	土日・休日	23,500	31,400	37,600	54,900	69,000	92,400	11,300
入場料1,000円	平日	23,500	31,400	37,600	54,900	69,000	92,400	11,300
以下	土日・休日	28,200	37,700	45,200	65,900	82,800	110,900	13,600
入場料1,000円	平日	31,400	42,000	50,300	73,300	92,200	123,200	15,100
超3,000円以下	土日・休日	37,600	50,300	60,200	87,900	110,400	147,900	18,100
入場料3,000円	平日	41,200	55,100	66,000	96,200	121,000	161,700	19,800
超5,000円以下	土日・休日	49,400	66,000	79,000	115,300	144,900	194,100	23,700
入場料5,000円	平日	51,000	68,200	81,700	119,100	149,800	200,200	24,600
超	土日・休日	61,100	81,700	97,800	142,800	179,400	240,300	29,400
中ホール（舞台および1階客席を利用する場合）								
入場料を徴収	平日	15,700	20,900	25,100	36,600	46,000	61,600	7,600
しない場合	土日・休日	18,900	25,100	30,200	44,000	55,300	74,000	9,100
入場料1,000円	平日	18,900	25,100	30,200	44,000	55,300	74,000	9,100
以下	土日・休日	22,700	30,200	36,300	52,800	66,400	88,800	10,900

入場料1,000円	平日	25,200	33,500	40,200	58,600	73,600	98,600	12,100
超3,000円以下	土日・休日	30,300	40,200	48,400	70,400	88,500	118,400	14,600
入場料3,000円	平日	33,000	43,900	52,800	76,900	96,600	129,400	15,900
超5,000円以下	土日・休日	39,700	52,800	63,500	92,400	116,200	155,400	19,100
入場料5,000円	平日	40,900	54,400	65,300	95,200	119,600	160,200	19,600
超	土日・休日	49,200	65,300	78,600	114,400	143,800	192,400	23,600
小ホールA								
入場料を徴収	平日	7,400	9,900	11,800	17,300	21,700	29,000	3,600
しない場合	土日・休日	8,900	11,800	14,200	20,700	26,000	34,800	4,300
入場料を徴収	平日	11,100	14,900	17,700	26,000	32,600	43,500	5,400
する場合	土日・休日	13,400	17,700	21,300	31,100	39,000	52,200	6,400
小ホールB								
入場料を徴収	平日	6,200	8,200	9,800	14,400	18,000	24,000	3,000
しない場合	土日・休日	7,400	9,800	11,800	17,200	21,600	28,800	3,600
入場料を徴収	平日	9,300	12,300	14,700	21,600	27,000	36,000	4,500
する場合	土日・休日	11,100	14,700	17,700	25,800	32,400	43,200	5,400

備考

- 1 この表に定める利用料金の額は、利用料金の額の総額（今後、県議会で審議が予定されている県条例の規定により利用料金の基準とされることとなる利用料金の額に、この条例の規定により利用料金の基準とされる利用料金の額を加えて得た額をいう。）とする。
- 2 9時前の利用時間もしくは22時後の利用時間が1時間未満であるとき又はこれらの利用時間に1時間未満の端数があるときは、これらを1時間として計算する。
- 3 この表において、「入場料」とは利用者がいずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 6 劇場の利用料金は、指定管理者が自己の収入として収受することとする。
- 7 劇場の利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めること等とする。
- 8 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、劇場の利用料金を減免することができることとする。
- 9 指定管理者が行う業務は、文化芸術の振興その他心豊かな市民生活および活力ある地域社会の実現に寄与する催しの企画および運営に関する業務等とする。
- 10 1から9までのほか、研修室、駐車場等の利用料金、利用料金の不還付、利用の不許可、利用の許可の取消し、管理の基準等について規定する。

○施行期日

規則で定める日から。ただし、利用の許可、利用料金の承認等に関する規定は公布の日から

<p>3 秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 金足地域センターを金足地区コミュニティセンターとして設置するとともに、仁井田地区コミュニティセンターを設置するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 金足地区コミュニティセンターを、秋田市金足小泉字上前55番地に設置する。 2 仁井田地区コミュニティセンターを、秋田市仁井田本町四丁目5番20号に設置する。</p> <p>○施行期日 令和2年1月20日から。ただし、2は同年6月29日から、1の使用の許可等に関する規定は令和元年12月20日から、2の使用の許可等に関する規定は令和2年6月1日から</p>
<p>4 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件 ・児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第131号）：平成31年3月30日公布、一部を除き平成31年4月1日施行</p>	<p>○設定理由 地方自治法施行令の一部改正（平成31年政令第131号）に伴い、指定通所支援の事業等の人員等に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの（県からの権限移譲によるもの）</p> <p>○要旨 1 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた通所支援計画を作成し、これに基づき指定通所支援を提供すること等とする。 2 指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等について規定する。</p> <p>○施行期日等 令和2年4月1日から。条例の設定に伴い、秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正し、規定を整備す</p>

	<p>5 秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例を設定する件</p> <p>・児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第131号）：平成31年3月30日公布、一部を除き平成31年4月1日施行</p>	<p>る。</p> <p>○設定理由 地方自治法施行令の一部改正（平成31年政令第131号）に伴い、指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの（県からの権限移譲によるもの）</p> <p>○要旨 指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者の基準は、原則として法人であることとする。</p> <p>○施行期日 令和2年4月1日から</p>
	<p>6 秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例を設定する件</p> <p>・生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）：平成30年6月8日公布、一部を除き令和2年4月1日施行</p> <p>・無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）：令和元年8月19日公布、一部を除き令和2年4月1日施行</p>	<p>○設定理由 社会福祉法の一部改正（平成30年法律第44号）等に伴い、無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、入居者の有する能力に応じ、必要なサービスを行うこと等とする。 2 無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準について規定する。 3 サテライト型住居の設置の基準等について規定する。 <p>○施行期日等 令和2年4月1日から。ただし、3は令和4年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>

<p>7 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第32号）：令和元年7月31日公布、公布の日施行</p>	<p>○改正理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和元年厚生労働省令第32号）に伴い、保育所等の設備の基準を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 設備の基準について、保育室等を3階以上に設ける保育所等は、耐火建築物等であることとする。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>8 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）：令和元年7月31日公布、公布の日施行</p> <p>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第3号）：令和元年10月18日公布、令和2年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和元年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）等に伴い、幼保連携型認定こども園の設備の基準等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼保連携型認定こども園の設備の基準について、保育室等を3階以上に設ける園舎は、耐火建築物であることとする。 2 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例の適用期間を5年から10年に延長する。 3 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合の設備の基準に係る特例を改める。 <p>○施行期日 公布の日から。ただし、2は令和2年4月1日から</p>

9 チャレンジオフィスあきた条例の
一部を改正する件

○改正理由

チャレンジオフィスあきたの移転に伴い、その位置および使用料を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 チャレンジオフィスあきたの位置を、秋田市中通二丁目2番32号に改める。
- 2 事務所その他の活動のための施設から多目的室を削り、新たにコワーキングスペースを加える。
- 3 使用者が使用することができる範囲を、創業支援室およびコワーキングスペースに改める。

4 創業支援室等の使用料は、次のとおりとする。

区分	単位	使用料
創業支援室A	1室1月につき	22,000円
創業支援室B		15,400円
コワーキングスペース	1人1月につき	6,600円

備考

- 1 この表において、「創業支援室A」とは床面積が14平方メートル以上のものをいい、「創業支援室B」とは床面積が14平方メートル未満のものをいう。
- 2 この表において「コワーキングスペース」とは、床面積がおおむね4.2平方メートルのものをいう。
- 3 創業支援室等の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算による。

5 その他規定を整備する。

○施行期日等

令和2年4月1日から。ただし、使用の許可等に関する規定は公布の日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

「単行案」 10件

<p>10 あきた芸術劇場運営管理協議会の設置に関する件</p> <p>○あきた芸術劇場運営管理協議会規約（案）要旨</p> <p>1 協議会の目的 あきた芸術劇場の運営等に関する事務を秋田県及び秋田市が共同して管理し、及び執行することを目的とする。</p> <p>2 協議会の名称 この協議会は、あきた芸術劇場運営管理協議会（以下「協議会」という。）という。</p> <p>3 協議会の担任する事務</p> <p>(1) 劇場の運営の基本的事項に関する事務</p> <p>(2) 劇場の維持管理に関する事務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成させるために必要な事務</p> <p>4 以上のほか、協議会の組織や会議の運営等の必要な規定の整備</p> <p>○施行期日 令和元年12月24日</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第252条の2の2第3項</p>	<p>○あきた芸術劇場運営管理協議会を設置し、あきた芸術劇場の運営等に関する事務を秋田県と共同して管理し、および執行するための協議を行おうとするもの</p>
<p>11 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件</p>	<p>○秋田県市町村総合事務組合を組織する北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日に解散することに伴い、同総合事務組合規約の一部を変更しようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第290条</p>
<p>12 公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する件</p>	<p>○地域センターの廃止に伴い、定款の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第8条第2項</p>
<p>13 地方独立行政法人市立秋田総合病院定款の一部を変更する件</p>	<p>○地域センターの廃止に伴い、定款の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第8条第2項</p>
<p>14 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を指定する件</p>	<p>○ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <p>・指定管理者</p>

		<p>株式会社秋田スパ・アンド・ドライブ イン・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
15	秋田市老人いこいの家の指定管理者を指定する件	<p>○老人いこいの家の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 ・指定の期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
16	市道路線を廃止する件	<p>○他の道路の新設により不要となったことから、市道路線を廃止しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止路線 1路線 延長50.70m ※提出根拠法：道路法第10条第3項
17	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 1路線 延長44.10m ・認定後の市道路線延長 約2,020.7km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
18	秋田市立体育館メインアリーナ空調設備更新工事請負契約を締結する件	<p>○秋田市立体育館メインアリーナ空調設備更新工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号 ・契約金額 427,900,000円 ・契約先 新菱・山二・山岡建設工事共同企業体 ・工期 令和2年7月31日まで ・工事概要 機器設備 一式 配管設備 一式 ダクト設備 一式 換気設備 一式

		<p>自動制御設備 一式 都市ガス設備 一式 電気設備工事 一式 直接仮設 一式 撤去 一式 サブアリーナ電気設備 一式</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
19	下北手地区コミュニティセンター改築工事請負契約を締結する件	<p>○下北手地区コミュニティセンター改築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市下北手柳館字前田面133番地1 ・契約金額 188,408,000円 ・契約先 シブヤ・山建開発建設工事共同企業体 ・工期 令和2年11月27日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 既存建物解体工事 <ul style="list-style-type: none"> 構造 木造平家建て 延べ面積 462㎡（物置棟を含む） 新築工事 <ul style="list-style-type: none"> 構造 木造平家建て 建築面積 566.03㎡ 延べ面積 524.60㎡ 主要諸室 和室（2室）、調理室、洋室、事務室、多目的ホール（体育館）、トイレ 外構工事 <ul style="list-style-type: none"> アスファルト舗装、駐車場整備等 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
「 予 算 案 」 14件		
20	令和元年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件	○資料別紙
21	令和元年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件	

22	令和元年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙
23	令和元年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）の件	
24	令和元年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件	
25	令和元年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件	
26	令和元年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件	
27	令和元年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）の件	
28	令和元年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件	
29	令和元年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件	
30	令和元年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件	
31	令和元年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	
32	令和元年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	
33	令和元年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件	

「追加提案」

「人事案」 1件

34 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件

○人権擁護委員佐藤繁子氏の任期満了（令和2年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの

・任期3年

※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項